

最高裁判所裁判官国民審査公報

福岡県選挙管理委員会

告示番号：1

略歴



最高裁判所判事
たか す じゅん
いち

昭和三四年一〇月九日生



最高裁判所判事
おき の まさ
み

昭和二九年一月一二日生

昭和六三年	四月	法政大学法学部非常勤講師
一六年	四月	法政大学大学院法務研究科教授
二二年一月	法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事	
二八年六月	公益財団法人日弁連法務研究財團常務理事	
三〇年四月	法政大学大学院法務研究科長	
五年五月	日本弁護士連合会司法制度調査会委員長	
二年六月	日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事	
七年三月	最高裁判所判事	

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定

医療觀察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方

式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であつて、憲法適合の問題ではない（全員一致・裁判長）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決

令和六年に行われた衆議院議員総選挙 당시において、公職選挙法二三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたということはできず、憲法二四一条一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの意見を付した。

三 令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の各規定と輕犯罪法、条二三号との間に矛盾抵触はない（全員一致）。

四 令和八年一月九日 第二小法廷判決

国家公務員宿舍の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた者は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する憲法九四条には違反しない（全員一致）。
有者に対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付加）。
裁判官としての心構え
制定された法が、その役割を十分に果たすためには、そのためには最も充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を果たすために適切な法の解釈を試みることに専念する所存です。一法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である、「これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。

裁判官としての心構え
最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

告示番号：2

略歴



最高裁判所判事
おき の まさ
み

昭和六一年一〇月	司法試験合格
六年四月	筑波大学社会系専任講師
一四年四月	法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職・大学ロースクール修了（L.L.M.）。
一六年四月	学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授兼法學部助教授
一九年四月	一橋大学大学院法學研究科教授
二二年一〇月	法務省民事局付
令和七年四月	東京大学大学院法學政治學研究科長・法學部長
七月	最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年一〇月二〇日 第三小法廷決定

全體が包括一罪を構成する業務上横領の事案について月ごとの横領金額を明示した訴因に対し一部の月の横領金額につき訴因を上回る金額を認定するに当たり訴因変更手続を経なかつたことによる違法はないとした（全員一致）。

二 令和七年一〇月二一日 第三小法廷決定

コンテナ倉庫が刑法二三〇条にいう「建造物」に当たるとした（全員一致）。

三 令和七年一二月一〇日 第三小法廷決定

病院の診療録中、刑訴法三三三号により採用された不出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審判決の認定判断を違法とした（全員一致）。

四 令和七年一二月二三日 第三小法廷判決

住宅の液化石油ガス消費設備につき、無償配管の慣行のもと、配管の設置費用等に関する所定の期間経過前に消費者が液化石油ガスの供給等契約を終了させる場合に所定の金額を液化石油ガス販売事業者に支払う旨を定めた条項が、消費者契約法九条にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、かつ、平均的な損害は零であるとして、その全部が無効となるとした（全員一致）。

五 令和八年一月二〇日 第三小法廷判決

液化石油ガス供給のために戸建て住宅に設置された消費設備に係る配管等につき当該住宅に付合しており民法二四二条ただし書の適用もないとした（全員一致）。

六 令和八年一月二〇日 第三小法廷判決

弁護士がその職務に関して預かり保管する金員を管理するため開設した「預り金口座」に係る預金債権について、それが信託財産に属する財産であるとして弁護士の固有債権者の差押えを排除できるためには、信託契約の成立要件として少なくとも信託の目的についての合意の成立を具体的に主張する必要があり、また、信託財産に属する財産であるかどうかは事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されるべきであるとした（全員一致・意見付加）。

裁判官としての心構え

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

投票日2月8日



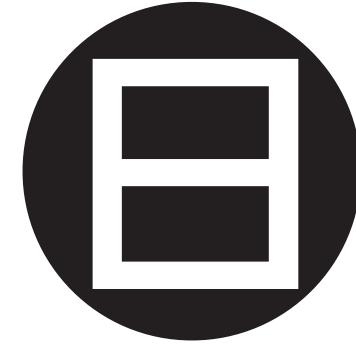
投票の方法

- 投票用紙にあらかじめ裁判官の氏名が印刷されていますので、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の欄に「×」を書いて投票します。
(×以外の記号を書くと無効になりますので注意してください。)
- やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

最高裁判所裁判官国民審査公報

福岡県選挙管理委員会

投票日2月8日



- ◆ **投票日当日の投票時間は、原則として午前7時から午後8時までです。**
(ただし、一部の地域で、この時間と異なる場合もありますので、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。)

 - ◆ **投票日当日に用事などがある場合は、2月7日まで「期日前投票」ができます。**
 - ・仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由でも利用できます。
 - ・投票日の前日まで、選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所で投票ができます。
 - ・期日前投票の投票時間は、土曜日、日曜日も含めて、原則として午前8時30分から午後8時までです。
(ただし、一部の期日前投票所では、投票期間や投票時間が異なる場合もあります。)
- ※入場券が届かなかったり、入場券をなくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。